

別紙 3

1 命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第48条及び今回制定することとしている風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営法施行令」という。）第1条の2

3 概要

風営法第2条第1項第4号は、「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を風俗営業として掲げる一方、「客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」を風俗営業から除外しており、これを受け、風営法施行令は、第1条において、「政令で定めるダンスの教授に関する講習」を「社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和60年5月30日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。）又は財団法人日本ボールルームダンス連盟（平成4年3月24日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。）」（以下「特定講習団体」という。）が行う講習であって国家公安委員会が指定するものと規定するとともに、第1条の2において、「政令で定める者」を特定講習団体が国家公安委員会に推薦した者と規定している。

ダンスの教授に関する講習（以下「ダンス教授講習」という。）の指定の基準等に関する事項については、現在、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営法施行規則」という。）に定められているところ、改正令により、風営法第2条第1項第4号の「政令で定めるダンスの教授に関する講習」の実施主体が「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人に改められること等に伴い、これらの事項を次のように改正することとする。

(1) 指定の基準に係る規定（風営法施行規則第1条の2第2項関係）

改正令により、「政令で定めるダンスの教授に関する講習」の実施主体が「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人に改められることに伴い、ダンス教授講習の指定の基準として、次の要件の全てに適合している法人が実施する講習であることを加えることとする。また、ダンス教授講習の指定の基準のうち頻度に関するものを緩和する。

ア ダンス教授講習の実施に関する業務（以下「講習業務」という。）を適正かつ確

実に行うため必要な組織及び経理的基礎を有すること。

イ 講習業務を適正かつ確実にを行うため必要な施設を確保していること。

ウ 講習業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより講習業務が不公正になるおそれがないこと。

エ 指定の申請をした法人（以下「指定申請法人」という。）が、客にダンスを教授するための営業を営む者（以下「ダンススクール営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

(ア) 指定申請法人が株式会社である場合にあっては、ダンススクール営業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

(イ) 指定申請法人の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占めるダンススクール営業者の役員又は職員（過去2年間に当該ダンススクール営業者の役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えていること。

(ウ) 指定申請法人の代表権を有する役員が、ダンススクール営業者の役員又は職員であること。

(2) その他

改正令により、「政令で定めるダンスの教授に関する講習」の実施主体が「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる法人」に改められること等に伴い、ダンス教授講習及びダンス教授試験（ダンスを正規に教授する能力に関する試験をいう。以下同じ。）（注）の指定に関し、申請書の記載事項や添付書類等について所要の変更を行うこととする。

また、現在風営法施行規則においては、国家公安委員会から指定を受けたダンス教授講習（以下「指定講習」という。）等に係る監督措置として、国家公安委員会への報告、改善の勧告及び指定の取消しを規定しているところ、これに加え、解任の勧告に関する規定を設けることとする。

注： 風営法施行令第1条の2の規定による推薦は、指定講習を行う法人が行うダンス教授試験であって国家公安委員会が指定したものに合格した者等について行うことができるとされている（風営法施行規則第2条）。

(3) 経過措置

この規則の施行の際現に指定されているダンス教授講習等に係る所要の経過措置を設ける。

4 施行期日

公布の日（改正令の公布の日と同日を予定。）